

5月26日に発生しました、千代田地区の断水について報告いたします。

断水の原因は、配水管の漏水を修繕するため、やむを得ず下稻吉第2浄水場からの配水を緊急停止したことによるものとなります。

漏水した場所は、下稻吉小学校から県道戸崎上稲吉線を神立駅方面へ向かい、2箇所目の市道との交差点で、新治地内の筈崎歩道橋付近になります。

漏水した配水管は、市が管理する水道台帳に諸元のない配水管になります。漏水を止めるための制水弁の現地周辺確認や修繕方法の検討をしていましたが、当日は、他地区にて2箇所の本管漏水が発生していたことから、3箇所を修繕するための職員配置や修繕工事対応に人員及び時間を要することとなってしまう、さらには、漏水を断水しない限り修繕工事ができない状況であったため、やむを得ず下稻吉第2浄水場からの配水を緊急停止し、漏水修繕工事を行い、修繕完了後に下稻吉第2浄水場からの配水を再開いたしました。

今後、漏水した配水管を無効化（水が流れないようにする）するため、配水管が埋設されている箇所を想定した試掘作業を進める工事を施工業者と協議中である旨、合わせて報告いたします。

経過

1. 午前6時30分頃

漏水通報を受ける。

2. 午前8時頃

修繕工事業者を探す。

26日は他地区にて2箇所（内1箇所は早朝に漏水）の配水管修繕工事があり、合計3社に依頼する。

3. 午前9時頃

修繕工事を依頼した業者より現場集合に若干時間を要するが、対応が可能と連絡を受

ける。

4. 午前 10 時頃

当課職員により現場状況を確認したところ、漏水量が多いため、漏水を止める必要があると判断し、制水弁などの確認作業や修繕方法を検討し、漏水箇所の両側に制水弁を設置することとしました。

5. 午後 4 時頃

制水弁を設置するため必要な掘削作業を開始したが、掘削作業中に漏水が侵入し、作業が困難であると判断いたしました。

6. 午後 6 時頃

漏水を止めるため、既存制水弁を現在登録のある市水道台帳より想定し、6 箇所を閉栓しましたが、漏水を止めることができませんでした。また、他の情報を基に複数箇所を調査いたしましたが、漏水を止めることができませんでした。

7. 午後 7 時頃

制水弁で漏水を止めることができないと判断し、また、他の手法も想定できないことから、やむを得ず緊急的に下稲吉第 2 浄水場を運転停止としたため、土田、野寺、新治、上稲吉、下稲吉、稲吉地区などが断水することとなりました。

8. 27 日午前 1 時頃

働く女性の家に、給水車を配置いたしました。

9. 午前 3 時頃

漏水箇所の修繕が完了し、下稲吉第 2 浄水場から配水を再開いたしました。

また、配水再開後の濁り水軽減のため、排泥弁を各地で開け養生しております。

